（監督命令）

第十三条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関に対し、特定事業促進業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（業務の休廃止）

第十四条　指定金融機関は、特定事業促進業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2　主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

3　指定金融機関が特定事業促進業務の全部を廃止したときは、当該指定金融機関の指定は、その効力を失う。

（指定の取消し等）

第十五条　主務大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一　特定事業促進業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二　指定に関し不正の行為があったとき。

三　この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

2　主務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（指定の取消し等に伴う業務の結了）

第十六条　指定金融機関について、第十四条第三項の規定により指定が効力を失ったとき、又は前条第一項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関であった者又はその一般承継人は、当該指定金融機関が行った特定事業促進業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお指定金融機関とみなす。

（株式会社日本政策金融公庫法の適用）

第十七条　特定事業促進円滑化業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる株式会社日本政策金融公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条第三項	第四十一条	エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号。以下「製造事業促進法」という。）第十七条の規定により読み替えて適用する第四十一条
	業務	業務及び特定事業促進円滑化業務（製造事業促進法第六条に規定する特定事業促進円滑化業務をいう。以下同じ。）
第十一条第一項第五号	行う業務	行う業務（特定事業促進円滑化業務を除く。）
第三十一条第二項第一号	次に掲げる業務	次に掲げる業務及び特定事業促進円滑化業務
第三十一条第二項第二号	業務	業務及び特定事業促進円滑化業務
第三十一条第四項	業務	業務並びに特定事業促進円滑化業務
第三十五条第二項	、第三十一条、第三十三条及び前条	、第三十三条及び前条並びに製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する第三十一条
第三十六条第二項	、第三十一条、第三十三条及び第三十四条	、第三十三条及び第三十四条並びに製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する第三十一条
第四十一条	次に掲げる業務	次に掲げる業務及び特定事業促進円滑化業務
第四十二条第一項	前条	同法第二百九十五条第二項
	額」とあるのは「株式会社日本政策金融公庫法第四十一条	額」とあるのは「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号。以下「製造事業促進法」という。）第十七条の規定により読み替えて適用する株式会社日本政策金融公庫法第四十一条
第四十二条第二項	株式会社日本政策金融公庫法第四十一条の規定により設けられた勘定に属する資本金	製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する株式会社日本政策金融公庫法第四十一条の規定により設けられた勘定に属する資本金
	第四十七条第一項	製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する第四十七条第一項
	前条	製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する前条
	同法第四百四十八条第一項	会社法第四百四十八条第一項
	株式会社日本政策金融公庫法第四十一条	製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する株式会社日本政策金融公庫法第四十一条
第四十二条第三項	前条	製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する前条
第四十七条第一項及び第五項	業務	業務及び特定事業促進円滑化業務
第四十七条第七項	及び第四十一条各号に掲げる業務	並びに第四十一条各号に掲げる業務及び特定事業促進円滑化業務
第四十八条第二項	及び危機対応円滑化業務	、危機対応円滑化業務及び特定事業促進円滑化業務
第四十九条第一項及び第五項	及び危機対応円滑化業務	、危機対応円滑化業務及び特定事業促進円滑化業務
第四十九条第二項	業務	業務及び特定事業促進円滑化業務
第四十九条第二項各号	及び	並びに
第五十一条第一項	前二条	製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する第四十九条及び前条